

令和8年第7回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年7月21日（火） 13時00分～13時40分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2－3会議室

3 出席委員 (15名)

委員	1番	熊谷洋司
委員	2番	阿部江利子
委員	3番	朴田敦志
委員	4番	佐々木博
委員	5番	白澤克美
委員	6番	佐々木達也
委員	8番	高橋かおる
委員	9番	佐々木昭英
委員	10番	福澤広基
委員	11番	金子忠博
委員	12番	佐々木光枝
委員	13番	星川忠博
委員	14番	中塚誠
会長	16番	佐藤俊孝

4 欠席委員 (1名)

委員 7番 白澤和実

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	報告第2号 専決処理事項報告について
日程第7	報告第3号 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨の判断について
日程第8	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について
日程第9	議案第2号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について

6 説明員

農業委員会事務局	事務局長	細越一美
	係長	泉山弘道
	主任主事	南幅央毅

6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせします。

5月1日から庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合には上着をお脱ぎいただいても結構でございます。

本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。

また、議案の朗読は表題のみといたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。

また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願いします。

本日の出席委員は15名であります。

定足数に達していますので、会議は成立いたします。

なお、7番 白澤和実委員から欠席する旨連がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから令和8年第7回矢巾町農業委員会総会を開会します。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして、進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは、日程に従い進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは、当職より指名させていただきます。

4番 佐々木博委員、5番 白澤克美委員、6番 佐々木達也委員にお願いいたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職により指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは、当職より指名いたします。

農業委員会事務局 泉山弘道業務係長にお願いいたします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは、本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により事務局から報告させます。

【事務局による朗読】

【出席委員による補足説明】

佐藤俊孝会長

6月29日 第1回矢巾町にぎわい創出実行委員会の協議内容について

6月30日 令和8年度岩手県農業会議定時社員総会・会長等情報交換会について

7月1日 令和8年度岩手中央農協農業振興協議会総会について

詳細資料は事務局で保管しているので、確認していただくようお願いします。

議長

質疑ありましたら、お願いいたします。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題とします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第1号 朗読】

議長
事務局

補足説明を許します。

報告第1号について補足説明をいたします。

番号2・3の案件につきまして、権利を取得した日から日数が経過しておりますが、相続登記を失念しており、制度の義務化に伴い、相続手続きを実施したものでございます。

議長

それでは質疑ありましたら、挙手をお願いします。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、次に進みます。

日程第6、報告第2号、専決処理事項報告について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第2号 朗読】

議長
事務局

補足説明を許します。

報告第2号について、補足説明をいたします。

こちらの案件につきましては、6月に報告すべき案件でしたが、事務局に失念していたことにより、今月の報告となったものでございます。

今後はこのようなことが無いよう、細心の注意を払って事務を進めて参ります。申し訳ございませんでした。

なお、こちらの案件は隣接する宅地と合わせて住宅用地とするため、転用する●●㎡を含む総事業面積は、●●●.●●㎡となっております。

議長

それでは質疑ありましたら、挙手をお願いします。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、次に進みます。

日程第7、報告第3号、遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨の判断について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第3号 朗読】

議長
事務局

補足説明を許します。

報告第3号について補足説明をいたします。

こちらの案件につきましては、議案第2号の案件と同一所有者のものでございます。

お手元の資料No.1の再生困難遊休農地現地調査記録をご覧ください。

対象農地は役場の●●側約●.●kmに位置しており、南側には町道●●線が隣接しております。

なお、現地の状況は調査書P3～6に写真を載せておりますので、ご確認ください。

議長

7月15日に再生困難遊休農地現地調査を行った農業委員より、調査結果を報告願います。

佐々木昭英委員

9番、佐々木昭英です。

7月15日に白澤克美委員、星川忠博委員と私、事務局で現地調査をしました。

当該農地は草木が繁茂して山林化しており、農地性が低いことを確認しました。農地としての再生は著しく困難ですので、非農地判断はやむを得ないと判断いたしました。

議長

同行した委員から、補足説明をお願いします。

白澤克美委員

5番、白澤克美です。

地元委員としても状況を把握しておりましたが、写真のと通りの状況です。

非農地判断はやむを得ないと思います。

星川忠博委員 13 番、星川忠博です。
写真からもわかるように、屋敷面積もかなり広く、農地にも草木が繁茂し、野生動物の住処になっており、心配な状況です。
非農地判断はやむを得ないと思います。

議長 質疑ありましたら、挙手願います。

高原弘明委員 10 番、高原弘明です。
2 点について確認させていただきます。
1 点目ですが、本件は所有者からの申出により調査したものでしょうか？
2 点目ですが、対象地の周辺は同様に草木が繁茂しており、非農地判断となる状況のようですが、そちらへの対応はどのように進めるのでしょうか？

事務局 1 点目ですが、本件は所有者から、相続はしたが遠方に居住しており、管理ができない、農地性も失われているがどうしたらよいかという相談があり、調査を行ったものです。
2 点目ですが、周辺土地も同様の状況にあることから、所有者調査等を行い、状況に応じて非農地判断を進めてまいります。

議長 その他、質疑はございませんか。

「なし」の声あり

議長 質疑なしと認め、次に進みます。
日程第 8、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する許可決定について、を議題といたします。
議題について、事務局より朗読させます。
【議案第 1 号 朗読】

議長 補足説明を許します。

事務局 議案第 1 号について、補足説明をいたします。
こちらの案件につきましては、お手元の資料 No. 1 の別添農地法第 3 条調査書をご覧ください。
この調査書より、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

議長 それでは質疑に入ります。
質疑がありましたら挙手願います。

「なし」の声あり

議長 質疑なしと認め、討論に入ります。
最初に、反対討論ございませんか。

「なし」の声あり

議長 反対討論なしと認め、賛成討論に入ります。

高原弘明委員 15 番 高原弘明です。
特に問題のあるところはありませんので、賛成いたします。

中塚誠委員 14 番、中塚誠です。
高原職務代理者と同様、問題点が見受けられないので賛成いたします。

星川忠博委員 13 番、星川忠博です。
近所の方のようですし、きちんと耕作していただけたと思いますので賛成します。

議長 その他、賛成討論がありましたらお願いします。

「なし」の声あり

議長 それでは討論なしと認め、挙手による表決に入ります。
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する許可決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成者挙手)

議長 挙手全員ですので、許可することに決します。

次に進みます。

議長 日程第 9、議案第 2 号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第 2 号 朗読】

議長 補足説明を許します。

事務局 議案第 2 号について、補足説明をいたします。

こちらの案件につきましては、お手元の資料No.3 の別添適用外証明現地調査記録をご覧ください。

対象農地は役場の●●側約●●km に位置し、南側は町道●●線に隣接しております。

また、市街化調整区域であり、農地の中に住宅が点在しており、第 1 種農地です。現地の状況については、P 9～10 に写真を載せております。

報告第 2 号でもお伝えしたとおり、山林化が進んでおり立ち入れる状況ではなかったため、外周から撮影した写真となっております。

①が自宅部分、②、③が農業用資材置場、④が通路用地として利用していたと伺っております。

なお、適用外証明された場合、どのように土地を利用するかは未定とのことです。

議長 7 月 15 日に適用外証明現地調査を行った農業委員より、調査結果を報告願います。

白澤克美委員 5 番、白澤克美です。

当該土地は、昭和 58 年以前より亡くなった祖母の世代から住居及び農業用資材倉庫、通路用地として今まで利用されてきました。

この度、相続手続により地目が農地であることが判明し、土地利用の適正化を図るために適用外証明願いが提出されました。

20 年以上前からの案件であり、農地として原状回復は著しく困難であります。意図的な違反転用ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、やむを得ないと判断します。

議長 同行した委員から補足説明をお願いします。

佐々木昭英委員 9 番、佐々木昭英です。

20 年以上前からの利用であり、農地への復元は不可能ですのでやむを得ないと思います。

星川忠博委員 13 番 星川忠博です。

やむを得ないと判断せざるを得ない案件だと思います。

議長 それでは質疑に入ります。

質疑ありましたら、挙手をお願いします。

「なし」の声あり

議長 質疑なしと認め、討論に入ります。

最初に反対討論をお願いします。

「なし」の声あり

議長 反対討論なしと認め、賛成討論をお願いします。

熊谷洋司委員 1 番、熊谷洋司です。

20 年以上前からの案件であり、やむを得ないと判断します。

阿部江利子委員 2 番、阿部江利子です。

同じく、20 年以上前からの案件であり、やむを得ないと思います。

農地としてではなく、他の活用方法の可能性を期待したいと思います。

朴田敦志委員 3 番、朴田敦志です。

現状に合わせてやるべきだと思いますので、賛成します。

議長 討論なしと認め、挙手により表決に入ります。

議長 挙手全員ですので、許可することに決めます。

令和 年 月 日

議 長 会 長

議事録署名人 番

議事録署名人 番

議事録署名人 番